

## 国保連合会とのインターフェースの変更点(案)について

平成18年4月施行の介護保険制度改革、及び、介護報酬改定等に伴う連合会とのインターフェースの変更について、その基本方針を以下に示す。

## 1. 外部インターフェース仕様

区分	インターフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成18年5月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成18年3月以前の情報	平成18年4月以降の情報
都道府県	事業所異動連絡票情報（基本情報）	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更なし</li> <li>指定／基準該当等事業所区分コードに「地域密着型事業所」等を追加</li> </ul>	新規追加項目・コードについて、異動年月日が平成18年3月31日以前の情報は未設定であってもエラーとしない。設定している場合は通常のチェックをする。	異動年月日が平成18年4月1日以降、必要に応じて左記を設定する。
	事業所異動連絡票情報（サービス情報）	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更あり</li> <li>①地域密着型サービスの指定保険者番号等を設定（既存の基準該当情報登録項目に設定）</li> <li>②介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスの体制等状況を設定</li> <li>③介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスのサービス種類、施設等区分、人員配置区分コードを追加</li> <li>④体制等状況の追加に備えて、予備21～40を追加</li> <li>⑤事業所更新制の導入に伴い、指定有効開始年月日、指定有効終了年月日、指定更新申請中区分、効力停止開始年月日、効力停止終了年月日を追加</li> </ul>		
	事業所異動連絡票情報（介護支援専門員情報）	新規	介護支援専門員情報の取り込みに伴い、連合会審査及び適正化等で使用する支援専門員情報を追加	送付不要	
	・事業所情報更新結果情報（基・サ） ・事業所台帳情報（基・サ）	追加なし	レイアウト方針は入力情報に準じる	入力に応じて左記を設定する。	入力に応じて左記を設定する。
	・事業所情報更新結果情報（支） ・事業所台帳情報（支）	新規		出力なし	

区分	インターフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成18年5月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成18年3月以前の情報	平成18年4月以降の情報
サービス事業所	請求明細書情報	追加あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レイアウト変更なし</li> <li>①介護予防サービスを設定する交換情報を新規に追加する</li> <li>②地域密着型サービスは既存の介護分の様式、或いは、①で追加した予防分の様式のいずれかに設定するものとする</li> <li>③認知症対応型共同生活介護と特定施設入居者生活介護を別様式とする</li> <li>④認知症対応型共同生活介護にて、短期利用型を別様式とする</li> </ul>	現行通り	新様式の審査を行う
	・増減単位数通知書情報 ・返戻保留一覧表情情報 ・支払決定額内訳書情報 ・過誤決定通知書情報 ・再審査決定通知書情報	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レイアウト変更なし</li> <li>①サービス種類コードに介護予防サービス、地域密着型サービスを追加</li> <li>②過誤申立事由コードに請求明細書情報の追加様式を追加</li> </ul>	現行通り	介護予防サービス、地域密着型サービスを出力
	給付管理票情報	追加あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レイアウト変更あり</li> <li>①居宅サービス計画作成区分コードに地域包括支援センター作成を追加</li> <li>②指定サービス分、基準該当サービス分小計を設定不要とする</li> <li>③介護支援専門員番号、<b>委託先居宅介護支援事業所、委託先の介護支援専門員番号</b>を追加</li> </ul>	現行通り	新様式の審査を行う
	請求明細書情報(サービス計画費)	追加あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レイアウト変更あり</li> <li>①介護予防支援を設定する交換情報を新規に追加する</li> <li>②摘要欄を追加</li> <li>③介護支援専門員情報を追加</li> </ul>	現行通り	新様式の審査を行う
	・返戻保留一覧表情情報 ・支払決定額内訳書情報 ・過誤決定通知書情報	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レイアウト変更なし</li> <li>サービス種類コードに介護予防サービスを追加</li> </ul>	現行通り	介護予防サービスを出力
	ケアプラン目標達成情報	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所評価加算で使用する</li> <li>・情報の授受は地域包括支援センターと行う</li> <li>・設定した目標を達成したと認めた者の情報</li> </ul>	送付不要	目標達成情報を管理する
支援事業所	ケアラン目標達成者台帳情報		出力なし	入力に応じて左記を設定する	
	ケアラン目標達成情報登録対象者一覧表情情報		・ケアプラン目標達成情報の登録対象者情報	出力なし	該当情報が存在する場合に出力する

区分	インターフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成18年5月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成18年3月以前の情報	平成18年4月以降の情報
保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者異動連絡票情報</li> <li>・受給者情報突合情報</li> </ul>	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更なし</li> <li>①居宅サービス計画作成区分コードに介護予防支援事業所作成を追加</li> <li>②介護予防サービスの支給限度基準額等を設定</li> </ul>	現行通り	認定有効開始年月日が平成18年4月1日以降、必要に応じて左記を設定する。 経過的要介護の区分支給限度額が現行の要支援と異なる値の場合、情報の再提出が必要になる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者情報更新結果情報</li> <li>・受給者台帳情報</li> <li>・受給者情報突合結果情報</li> </ul>			現行通り	入力に応じて左記を設定する。
	・市町村固有異動連絡票情報	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更あり</li> <li>介護予防サービス、地域密着型サービス、経過的要介護の区分支給限度額、種類支給限度額を追加</li> </ul>	現行通り	異動年月日が平成18年4月1日以降、必要に応じて左記を設定する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村固有情報更新結果情報</li> <li>・市町村固有情報</li> </ul>			現行通り	入力に応じて左記を設定する。
	地域密着型サービスコード異動連絡票情報	新規	保険者が独自に定める地域密着型サービスの単位数を設定する	送付不要	単位数情報を管理する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスコード情報更新結果情報</li> <li>・地域密着型サービスコード情報</li> </ul>			出力なし	入力に応じて左記を設定する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤申立書情報</li> <li>・過誤決定通知書情報</li> <li>・再審査決定通知書情報</li> <li>・資格照合表情報</li> <li>・請求額通知書情報</li> <li>・審査決定請求明細表情報</li> <li>・公費受給者別一覧表情情報</li> <li>・介護給付費通知書情報</li> </ul>	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更なし</li> <li>①サービス種類コードに介護予防サービス、地域密着型サービスを追加</li> <li>②過誤申立事由コードに請求明細書情報の追加様式を追加</li> <li>③介護予防サービス、地域密着型サービスの収入科目コードを追加（※平成18年4月審査分より適用）</li> </ul>	①②現行通り ③新規収入科目コードで出力する	介護予防サービス、地域密着型サービスを出力
	保険者向け給付管理票情報	追加あり	支援事業所編に準じる	左記同様	左記同様
	償還明細書給付実績	追加あり	サービス事業所インターフェース「請求明細書」の内容に準じる	左記同様	左記同様
	共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レイアウト変更なし</li> <li>項番8「世帯所得区分コード」、</li> <li>項番10「老齢福祉年金受給の有無」、</li> <li>項番11「利用者負担第2段階」の設定により、激変緩和措置対応の判定を行う</li> </ul>	現行どおり	設定に応じて激変緩和措置対応の判定を行う